

令和3年6月17日

特定保税承認者としての承認について

当社は、6月11日付で函館税関からAEO制度に基づく特定保税承認者として承認されました。今回の承認により、当社は秋田県で初の特定保税承認者になりました。

また、2016年12月に同じくAEO制度に基づく認定通関業者の認定を受けており、今回、特定保税承認者の承認を受けたことで函館税関の管轄内（北海道、青森県、岩手県、秋田県）に本社を置く事業者で通関、保税二つの認定・承認を受ける初の事業者となりました。（※特定保税承認者の承認は、函館税関管内で3者目、全国では144者目（6月11日現在））



●AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守体制が十分に整備された事業者を各国税関が承認する制度であり、民間事業者と税関とがパートナーシップを構築することにより、国際物流における一層のセキュリティ確保と貿易円滑化の両立を図る取組みです。世界税関機構（WCO）におけるAEOガイドライン採択以降、AEO制度は国際的に広く認識・採用され、世界主要国で導入されております。現在、我が国は積極的に各国との相互承認を進めており、我が国でAEO事業者として認定・承認されることにより、国際物流において高度なセキュリティを備えた事業者として世界的に認められ、ひいては我が国の国際競争力強化に資するものと考えております。